

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、丸亀市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道新設事業）西沖地区）を行うことについて平成19年12月3日同意した。

平成19年12月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀